

地域共創サテライトオフィス定着促進業務委託【仕様書】

1 業務名

地域共創サテライトオフィス定着促進業務

2 業務の目的

市内事業者と進出検討企業が共に事業を構想する「共創」の場を創出し、具体的なビジネス連携を生み出すことで、企業の定着と地域経済の活性化を目的とする。

事業目的に適した KPI（事業評価指標）を設定し、目的達成に努めること。

3 業務の内容

(1) ターゲット企業の選定およびオンライン面談等の実施

本市の地域課題解決や地元事業者との共創、およびサテライトオフィス設置等に関心を持つ可能性のある都市部企業を発掘し、継続的なアプローチを行うこと。

- ・面談候補企業の選定とヒアリング：本市との親和性が高いターゲット企業を選定し、電話やメール等によるヒアリングを実施して、面談等の意思確認を行うこと。
- ・オンライン面談の実施・進行支援：本市でのサテライトオフィス設置や事業連携に意思・関心のある企業に対し、市担当者を交えたオンライン面談の日程調整、および当日の面談進行等の支援を行うこと。

(2) 地域事業者を巻き込んだ「事業化検討ワークショップ」の企画・運営

地元事業者を主体とし、地域課題の洗い出しから事業化検討までを連続して行うワークショップを開催すること。

- ・第1回：地元事業者が感じる地域課題の整理を行う。
- ・第2回：地域課題解決に向けた事業化の検討を行う。今回は、後述の(4)「地域共創・視察ツアー（第2回）」と同日開催とし、地域外（都市部企業）の視点も交えて議論を行うこと。
- ・必要に応じてオンラインでの追加開催を検討するとともに、企業同士のマッチングに留まらず、具体的な事業計画策定のサポートや、次年度の実証実験に向けた調整まで踏み込んだ支援を行うこと。

(3) 都市部での「魚津ビジネス共創イベント」の開催（東京）

都市部企業の関心を喚起し、現地への動機付けを行うためのイベントを東京で開催すること。

- ・単なる市や制度の紹介セミナーではなく、本市の地域課題（例：地元事業者のDX推進、地域資源（水）の活用、不登校児童生徒への支援等）を具体的なテーマとして提示し、企業側から解決策の提案機会を用意する双方向型の内容とすること。
- ・参加企業に対し「魚津に行けばビジネスチャンスがある」という予感を持たせ、後述の現地ツアーへの参加に繋げること。

(4) 「地域共創・視察ツアー」の企画・運営

都市部企業を対象とした現地視察ツアーを実施すること。

・第1回【課題発掘・ネットワーキング】

上記(3)のイベントで企業から提案された事業内容に関連する地元事業者の現場を訪問し、リアルな課題のヒアリングを行うとともに、地元事業者との交流会を実施すること。

・第2回【事業構想ワークショップ】

第1回参加企業を中心とし、具体的な連携案（例：DXツールの導入、クラフトアルコール製造等）を練り上げる集中ワークショップを開催すること（上記(2)の第2回ワークショップと連動）。

4 打合せ及び報告、協議

業務着手時や業務遂行中、業務完了時等、適宜打合せを行う。（オンライン可）
取得したアポイント情報、面談記録は、実施後速やかに共有する。
その他、必要に応じて電子メールやオンライン等で協議を行う。

5 受託者に提出を求めるデータ

実績報告（架電件数等業務取り組み状況、資料送付先企業一覧、アポイント取得企業一覧（相手先の所感等を含む）、面談記録、**地域共創・視察ツアー**等の開催に係る記録、その他市が求める情報 等

6 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

7 業務委託金額

4,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※魚津ビジネス共創イベントや地域共創・視察ツアー等に参加する企業側の旅費支援等も含む。

8 その他留意事項

- (1) 入場料、運賃、会場使用料、謝礼、許諾料、通信費等、本業務を遂行する上で必要な一切の費用は、すべて委託料に含まれるものとし、発注者は委託料以外の費用を負担しない。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように厳重に管理しなければならない。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」及び「魚津市個人情報の保護に関する法律施行条例」等の関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。
- (5) 本業務の遂行に伴い作成された報告書、データ、著作物等の成果物に関する所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (6) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用、デジタル化によるペーパーレスの推進など）に努めること。
- (7) 本業務に関して苦情やクレーム等が発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、直ちに発注者に報告すること。受託者のみでは対応が困難な事案が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、対応を協議すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた事項については、発注者と受託者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。天災その他不可抗力等の突発的な事情により、委託内容の変更や中止を余儀なくされた場合も同様とする。